

会計年度任用職員の給与改定について

1 改定内容

行政職給料表の改定に準じ、事務技術職員の区分を次のように改定する。

(単位：円)

級	区分	現行		改定後		改定額		改定率	
		初任給	最高号給	初任給	最高号給	初任給	最高号給	初任給	最高号給
1級	A	146,160	164,488	165,300	185,832	19,140	21,344	13.10%	12.98%
	B		192,676		211,700		19,024		9.87%
	C		210,424		227,244		16,820		7.99%
2級	A	177,828	205,320	198,244	222,952	20,416	17,632	11.48%	8.59%
	B		237,104		251,256		14,152		5.97%

その他給料表に基づいて報酬を定めている職についても、給料表の改定に準じて改定する。

2 実施時期

令和6年4月1日

ただし、12月期の期末・勤勉手当の支給対象とならない職員については、公布の日の翌月から実施